知財法務の勘所Ｑ＆Ａ（第９回）

迫るGDPRの適用開始、AIビジネスへの影響は？

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士　**中崎　尚**

Q1 最近、GDPRの適用がもうすぐ開始されるという記事をよく目にするのですが、そもそもGDPRとは何でしょうか。

A1 GDPRとは、General Data Protection Regulation（EU一般データ保護規則）の略称です。EU加盟国すべての国で適用される、統一的な、個人データの保護のルールで、2018年５月25日からの適用開始が予定されています。これまで、EUでは、EUデータ保護指令（EU Data Protection Directive）と呼ばれる「指令」のもと、加盟国各国が個人データ保護に関する国内法を立法し、各国内でそれぞれ適用してきました。その結果、各国の個人情報保護のルールは大枠では共通しているものの、細かな部分や実務の運用において、差異が生じていました。EU内で複数国にまたがってビジネスを展開する事業者にとって、各国の個人データ保護のルールをすべて調査するのは、重い負担になっていました。

GDPRは「指令」ではなく「規則」です。「指令」は加盟国の国内法制化を経ない限り、直接効力が生じないのに対して、「規則」は、それだけで直接に効力が生じ、国内法制化を経なくとも効力が生じるという大きな違いがあります。

GDPRという統一されたルールをEU加盟国各国に適用することで、事業者の負担の軽減が見込まれています。

なお、本稿では「管理者」という用語がしばしば登場しますが、皆様の会社と考えていただくと分かり易いと思います。

Q2 当社は欧州に拠点を有しているわけではないので、GDPRの施行による影響は受けないと考えてよいでしょうか？

A2 GDPRは2018年５月25日からの適用開始が迫っていますが、現在、欧州企業ばかりでなく、日本を含む世界中の企業が対応を迫られています。これは、EU域内に拠点がなくとも、一定の条件を充足する場合にGDPRを適用することを正面から定めた規定が置かれたためです。

これまでの、EUデータ保護指令においては、物理的な拠点がない場合の域外通用に関しての